

干潟造成に係る基準（広島県）

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規程する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める府令」（昭和48年総理府令第6号）

「底質の暫定除去基準」（昭和50年環水管119号）

	判定基準		規定	
	溶出試験	含有試験		
一般項目	化学的酸素要求量（COD）	—	20mg/g以下	水産用水基準
	強熱減量	—	15%以下	政令201号
	ヘキサン抽出物質	—	0.1%以下	水産用水基準
	油分	15mg/L以下	—	総令5号
	硫化物	—	0.2mg/g以下	水産用水基準
	粒度組成	—	—	—
有害項目	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	総令6号
	水銀又はその化合物	0.005mg/L以下	—	総令6号
		—	注1（下記）	環水管119号
	カドミウム又はその化合物	0.1mg/L以下	—	総令6号
	鉛又はその化合物	0.1mg/L以下	—	総令6号
	有機りん化合物	1mg/L以下	—	総令6号
	六価クロム化合物	0.5mg/L以下	—	総令6号
	ひ素又はその化合物	0.1mg/L以下	—	総令6号
	シアン化合物	1mg/L以下	—	総令6号
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	—	総令6号
			10mg/kg以下 (環水管119号暫定除去基準)	環水管119号
	銅又はその化合物	3mg/L以下	—	総令6号
	亜鉛又はその化合物	2mg/L以下	—	総令6号
	ふっ化物	15mg/L以下	—	総令6号
	トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	—	総令6号
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	総令6号
	ベリリウム又はその化合物	2.5mg/L以下	—	総令6号
	クロム又はその化合物	2mg/L以下	—	総令6号
	ニッケル又はその化合物	1.2mg/L以下	—	総令6号
	バナジウム又はその化合物	1.5mg/L以下	—	総令6号
	有機塩素化合物	—	40mg/kg以下	総令6号
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	—	総令6号
	四塩化炭素	0.02mg/L以下	—	総令6号
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	—	総令6号
	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下	—	総令6号
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	—	総令6号
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	—	総令6号
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	—	総令6号
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	—	総令6号
	チウラム	0.06mg/L以下	—	総令6号
	シマジン	0.03mg/L以下	—	総令6号
	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	—	総令6号
ベンゼン	0.1mg/L以下	—	総令6号	
セレン又はその化合物	0.1mg/L以下	—	総令6号	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	—	総令6号	

注1) 環水管119号に定める底質の暫定除去基準は海域は次式による算出値以上、
河川・湖沼は25ppm以上。

$$\text{暫定除去基準} = 0.18 \times (\text{平均潮差} / \text{溶出率}) \times (1 / \text{安全率})$$

平均潮差：4 (m) 瀬戸内海 ± 2 (m)

溶出率：{溶出結果 (mg/L) / 成分結果 (mg/kg)} × (1000mL / 30g)

安全率：当該水域及び周辺の魚業の実態に応じて、10・50・100